

令和7年度 地域医療介護総合確保基金 新規事業提案の流れ

- 1 関係機関・団体に対する新規事業提案の依頼は、医療政策課で一括して実施
- 2 関係機関・団体からの新規事業の提案は、直接、事業を所管する担当課に提出
担当課は、事業の必要性、他の国庫補助事業の活用の有無等の確認を行った上、関係機関・団体と調整し、妥当と判断した場合は、医療政策課(基金取りまとめ)に提出
- 3 新規事業提案については、地域医療構想との関連性及び関係機関・団体の意向を確認する観点から、必要に応じて、医療政策課職員の同席のもと、対面によるヒアリングを実施

関係機関・団体(県立病院を含む)

調整・提案

確認等

- 新規事業の提案をする機関・団体に対しては、必要に応じて、対面によるヒアリングを実施し、内容を十分に確認。
- 新規事業の提案がない機関・団体に対しても再度、提案がないか確認。

事業担当課

〳切
7/19
(金)

提出

確認等

- 関係機関・団体から提案のある新規事業及び事業担当課が企画立案した新規事業を医療政策課へ提出。
- 新規事業を提案する場合は、財政課に対して新規事業、箇所新規事業調べについて報告。

医療政策課(基金とりまとめ)

〳切
8/2
(金)

周知

- 取りまとめ結果について、事業担当課へ周知

事業担当課

- 新規事業については、新規・箇所新規事業として予算要求